

## 特定自主検査制度とは

○特定自主検査の実施が安全確保の第一歩です。



建設機械と荷役運搬機械及び高所作業車等は  
労働安全衛生法により定期自主検査が義務づけられています

○車両系建設機械・フォークリフト及び高所作業車などにも、  
自動車の車検制度に似た検査制度があります。



労働安全衛生法(施行令)で指定された一定の機械については  
定期自主検査(年次・月次など)を行う必要があります  
これは自動車でいうところの車検制度に似ています

## ○特定自主検査とは



定期自主検査を行わなければならない機械のうち  
建設機械(油圧ショベルなど)や  
荷役運搬機械(フォークリフトなど)等  
1年以内に1回(不整地運搬車は2年に1回)

一定の資格を持つ検査者が行う検査を受けなければなりません  
この検査を「特定自主検査」といいます

## ○特定自主検査の方法

特定自主検査の方法としては  
ユーザーが自社で使用する機械を  
資格を持つ検査者に実施させる「事業内検査」と  
ユーザーの依頼により  
登録検査業者が実施する「検査業者検査」とがあります

○特定自主検査を行うには次の資格が必要です。



※事業内検査  
厚生労働大臣が定める研修を修了した者  
国家検定取得者等一定の資格のある者



※検査業者検査  
厚生労働大臣に登録した検査業者  
都道府県労働局に登録した検査業者

# ○特定自主検査の対象機械について

特定自主検査の対象機械は  
**労働安全衛生法(以下「安衛法」という)**  
**第45条第2項に定められた機械等**で  
 安衛法施行令第15条第1項「定期に自主検査を行うべき機械等」により  
 同法施行令第13条第12号(動力により駆動されるプレス機械)  
 第8号、第9号、第33号および第34号になります

## 車両系 荷役運搬 機械

### ●フォークリフト



### ●不整地運搬車



## 車両系 建設機械

### ●陸地・運搬・移送用機械

### トラクター・ショベル



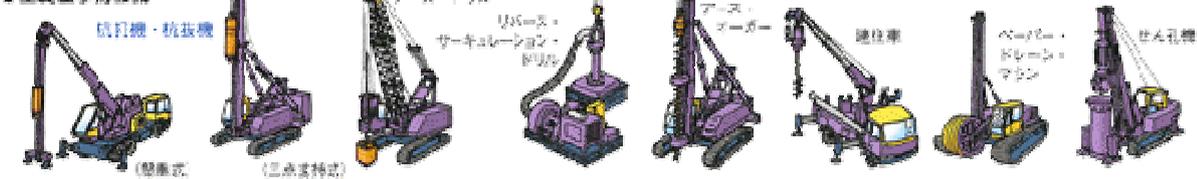
### ●掘削用機械



### ●解体用機械



### ●基礎工用機械



### ●締固め用機械



### ●コンクリート打設用機械



## 高所 作業車

